

大治町おおはる魅力発信部設置要綱

（目的）

第1条 町民等の参画による情報発信力の強化により、大治町のまちの魅力を町内外に効果的かつ効率的に発信することで地域の活性化を図るとともに、町民のまちに対する愛着や誇りの醸成を図るため、おおはる魅力発信部（以下「魅力発信部」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 魅力発信部として活動する者（以下「部員」という。）は、次に掲げる活動（以下「部員の活動」という。）を行うものとする。

(1) 町内等における人物及び各種団体、地域の話題、行事、催物等を取材し、これによって作成した記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を町に提供すること。

(2) その他町長が必要と認める活動

（部員の要件）

第3条 部員の要件は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町のまちの魅力を町内外に発信する意欲のある者であること。

(2) 原則15歳以上の者であること。

(3) 町が開催する研修等に参加できること。

(4) 写真等の撮影に係る機材等を用意できること。

(5) 任期中、部員の活動を行えること。

（募集・選考）

第4条 部員は、町長が別に定める募集要項により、募集及び選考を行うものとする。

（任命）

第5条 町長は、前条の規定による部員の応募があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該応募者を部員として任命し、次の各号に掲げるものを交付する。

(1) 任命書

(2) 部員証

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 部員は、部員の活動に際し、前項に規定する部員証を常に携帯するものとする。

(任期)

第6条 部員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(任命取消)

第7条 町長は、部員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該部員の任命を取り消すことができる。

- (1) 部員から退任の申出があったとき。
- (2) 部員の活動ができなくなったとき。
- (3) 第9条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他部員として不適格であると町長が認めるとき。

(報酬)

第8条 部員の活動に対する報酬は、無報酬とする。

(禁止事項)

第9条 部員は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他の部員又は第三者を誹謗し、又は中傷する行為
- (4) 他の部員又は第三者に不当な不利益を与える行為
- (5) 魅力発信部の制度の運営を妨害する行為
- (6) 部員の活動において、虚偽の情報を提供する行為
- (7) その他町長が不適当と認める行為

(記事等の編集)

第10条 部員が町に提供した記事等の著作権やその他の権利は、部員及び町に帰属し、記事等に用いられている文言等について、町は、部員の同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

2 町は、部員が町に提供した記事等について、部員自身のSNS等で同様の情報発信をすることについて妨げるものではない。

(記事等の掲載)

第11条 町長は、部員が町に提供した記事等のうちから適当と認めるものを、町のSNS、ホームページ、広報紙その他町の広報媒体に掲載するものとする。

2 町長は部員が町に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 町の品位を損なうおそれのある情報
- (2) 特定の個人や団体を誹謗中傷・批判するおそれのある情報
- (3) 法令等に違反、抵触するおそれのある情報
- (4) 公序良俗に反するおそれのある情報
- (5) 事実と相違又は誤認するおそれのある情報
- (6) 社会問題等について特定の個人や団体の主義主張に係る情報
- (7) 第三者の著作権や肖像権を侵害するおそれのある情報
- (8) 政治活動、宗教活動に係る情報
- (9) その他町長が不適切であると認める情報

(身分及び責任)

第12条 部員は、第1条に掲げる目的達成のため、民間協力者として部員の活動を行うものであって、特別な身分及び権利を付与されるものではない。

2 部員の活動に関し、部員が自主的に行う行動により生じた事柄についての一切の責任は、部員自らが負うものとする。

(免責)

第13条 部員の活動に必要な経費について、町はその費用を負担しない。

(個人情報保護)

第14条 町及び部員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大治町個人情報保護法施行条例（令和5年大治町条例第2号）の規定に基づき、制度の運用によって得た個人情報を適切に管理するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月13日から施行する。